シェアリング車両賃貸借要求水準書

1 件名

シェアリング車両賃貸借

2 賃貸借の目的

シェアリング車両を公用車として導入することで、公用車に係るコスト削減や費用対効果を検証するとともに、閉庁日等には市民や観光客と車両を共有することで、市民生活向上や二次交通の充実など、公用車の有効活用を図ることを目的とする。

3 契約期間

契約締結の日~令和7年8月31日(日)まで

4 賃貸借開始日

令和2年9月1日(火)

5 賃貸借の内容

(1)車両の調達

- ① 平日(土日、祝日を除く0:00~23:59まで)を発注者占有とし、土日・祝日等(市 役所の閉庁日)は受注者のカーシェアリングサービス登録会員すべてが利用可能な車 両1台を調達すること。
- ② 車両については、下記事項を満たすこと。

仕様項目	内容
排気量	1,500cc 程度
車両全長	4, 100mm∼
車両全幅	1,695mm∼
車両全高	1,475mm∼
駆動方式	4 WD
変速方法	オートマチック
ドア数	5ドア
色	シルバーまたは白
	ドライブレコーダー
付属物	カーナビゲーション
	バックモニター

- ③ 車両の管理に要する次の費用については、受注者が負担する。
 - ・車検及び車検に係る諸経費、法定点検に係る費用
 - ・消耗部品交換に係る費用
 - ・発注者の責に帰すべき事由によらない故障対応に係る費用
 - ・日常点検(洗車、清掃含む。月2回以上とする。)に係る費用

- ・自動車任意保険料及び自動車損害賠償責任保険料
- ・ロードサービスに係る費用
- 自動車重量税
- 燃料費
- ・タイヤ交換、季節履き替えに係る費用
- ④ 車両の自動車任意保険の補償内容は下記以上とする。
 - 対人賠償保険 金額無制限
 - · 対物賠償保険 1,000 万円
 - 車両保険 時価額

(2)駐車場の整備

- (1)の車両の運用に必要な駐車場の確保と整備を行い、下記事項を満たすこと。
- ① 会津若松市役所第三庁舎(会津若松市栄町2番4号)の半径約160m以内に車両1台 分のカーシェアリング駐車場を整備
- ② カーシェアリング駐車場とわかる舗装、設置物等
- ③ 駐車場管理者との調整
- (3) カーシェアリングサービスの運営管理
 - ① 車両の施錠/解錠やカーシェアリング予約システムの管理
 - ② 会員カードの発行(令和2年度は観光商工部部長、副部長、企業立地課職員 計8名分、増減あり。)
 - ③ 問合せや車両トラブル等へのサポート業務
 - ④ 車両の日常点検、維持管理
 - ⑤ その他車両の運用管理等に必要な事項

(4) 資料の提出

受注者は次の車両利用データを収集し、毎月1回、原則翌月にメールにて市へ提出する。 その他の提出可能なデータ項目については、発注者と受注者協議の上、選定する。

- •利用日(予約每)
- •利用時間(予約每)
- 走行距離(予約毎)
- 市内在住利用者の数
- ・市外在住利用者の数(都道府県別)
- ・個人利用者、法人利用者の数

6 料金設定

見積明細書記載金額については、月額基本料金及び1km あたり距離料金単価のほか、 月額使用料金(基本料金+(距離料金単価×1,080))及び全体額使用料金(60か月分) を記載すること。走行距離は1,080Km/月とする。

(1) 基本料金

月額平日占有使用料。駐車場使用料、会員カード発行手数料、予約取消に係る手数料、予約時間超過使用に係る料金、休業補償に係る料金を含む。

(2) 距離料金

1km あたりの単価を設定すること。

7 支払方法

支払いは毎月払いとし、受注者より適法な請求があった日から30日以内に支払う。

- 8 提案上限額
- 4,546,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む)
- 9 提出資料
 - ・利用状況電子データ 一式 (Excel 形式)
- 10 その他
 - (1) 受注者は、適宜発注者の意向を確認の上、業務を進めること。
 - (2) 提出資料より得られたデータは、市の業務の範囲内にのみ利用する。